

### 3 介護サービス情報の公表制度の適正な運用について

#### 1. 対象サービスの追加施行について

##### (1) 平成20年度の調査方法等について

介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）については、介護保険法第115条の29第1項の規定を踏まえた介護保険法施行規則（以下「省令」という。）第140条の29の規定において、平成20年4月1日より介護予防訪問介護等の22サービス（細分ベース）を追加施行するための所要の改正を行い、改正省令の公布及び改正通知の発出を平成20年3月下旬に予定しているところである。

報告及び調査を効率的に実施する観点から、既に施行済みの12サービス（本体サービス）と同類型の予防サービス、地域密着型サービス（以下「予防サービス等」という。）を一体的に運営実施している事業所については、原則本体サービスについての回答・調査確認のみとする予定である。

また、平成20年4月において施行しないサービスについては、平成21年度までに施行する予定である。

##### (2) 調査員指導者養成研修の実施等について

調査員指導者養成研修については、追加施行サービスに係る項目の指導だけでなく、都道府県内における調査員の質の確保の観点から指導的な立場としても重要であり、今年度においても社団法人シルバーサービス振興会に設置された介護サービス情報公表支援センターが実施主体となり、次の日程等で行われるので、調査員指導者候補者の派遣等に配慮願いたい。

(第1回)

・日 程：平成20年3月3日（月）～4日（火）

・場 所：全国町村議員会館 2階大会議室

(第2回)

・日 程：平成20年3月13日（木）～14日（金）

・場 所：TKP御茶ノ水ビジネスセンター 11F ホール11A

(3) 調査員養成研修について

追加施行するサービスに係る調査員養成研修については、各都道府県において、都道府県内の調査事務の実情を踏まえ適切に実施いただいているところであるが、平成20年度の追加サービス数などを勘案し、調査員の養成が円滑に行われるよう以下のような告示等の改正を行うこととしているので、了知されたい。

- 既存調査員が追加サービスを受講する際に必須となっている「介護サービス情報の理解」の講義時間の変更について

現在、調査員養成研修については、介護保険法施行規則第140条の41第2項の厚生労働大臣が定める基準に基づいて、各サービス単位毎に研修を受講する必要があるが、本体サービスと同類型の予防サービス等については、公表項目が予防等特有項目を除き本体サービスと共通であり、またサービス単位毎（38サービス）に研修を実施することは、実施主体にも受講者にとっても負担が大きいことから、研修の区分を現行（平成19年度）の12区分のままとし、本体サービスに関連する予防サービス等を含めた研修区分とする。

○研修区分（案）（下線のサービスが平成19年度までの既施行（本体）サービス）

- ① 訪問介護+介護予防訪問介護
- ② 訪問入浴介護+介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護+介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション+介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 福祉用具貸与+特定福祉用具販売+介護予防福祉用具貸与+特定介護予防福祉用具販売
- ⑥ 通所介護+認知症対応型通所介護+介護予防通所介護+介護予防認知症対応型通所介護
- ⑦ 通所リハビリテーション+介護予防通所リハビリテーション
- ⑧ 特定施設入居者生活介護+地域密着型特定施設入居者生活介護+介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑨ 介護老人福祉施設+短期入所生活介護+介護予防短期入所生活介護+地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑩ 介護老人保健施設+短期入所療養介護（介護老人保健施設）+介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑪ 介護療養型医療施設+短期入所療養介護（介護療養型医療施設）+介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
- ⑫ 居宅介護支援

また、前述のとおり、本体サービスと同類型の予防サービス等は、一部を除き項目が共通であることから、本体サービスと同類型の予防サービス等を含めた研修区分とすることにより、平成19年度までに調査員養成研修を修了した者については、当該調査員が資格を有するサービスと同類型の予防サービス等について、当該研修を修了したものと見なして、本体サービスとの一体的な調査が実施できることとする。

これにより、都道府県によっては、調査員として新たに採用される者がいない場

合等は、研修の実施が不要となることも想定されるが、適宜、既存調査員に対する補講を行うなどの適切な対応をお願いする。

## 2. 手数料の適切な検証・見直し等について

### (1) 事業運営の透明性の確保について

情報公表制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の理解を深めていただく観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい旨、累次要請してきているところであるが、平成19年7月1日現在の運営状況の開示状況を見ると、極めて低調な状況であり、各都道府県におかれては、県のホームページ等を活用して積極的に事業運営の公表を行う等、事業運営の透明性の確保について、重ねて適確な対応を願いたい。

### (2) 手数料の適切な検証、見直し等について

手数料水準の妥当性等については、情報公表制度の施行以来、依然として介護事業者からの疑義、意見等が多く寄せられているところであり、先般国会の場においても、手数料水準の高さや、手数料の設定方法等について指摘を受けたところである。

現在の全国的な施行状況を見ると、

- ① 当初想定していた事業所からの報告が、紙媒体ではなくエクセルなどの電子媒体によって行われている事業所が多いことにより、公表センターにおけるパンチ入力等の入力経費が抑えられたことや、
- ② 当初2日程度と推定していた調査に必要な日数、時間等が、1日以内で実施されていること

など、事務の効率化が予想以上に早く進んでおり、施行時の手数料算定時の考え方が実態に見合わない状況になっていると考えられるところである。

さらに、平成20年度の報告・調査の実施方法等については、

- ① 既に施行済みの12サービスと同類型の予防サービス等の複数サービスを一体

的に運営実施している事業所については効率的に実施する観点から同時に報告及び調査がすることとし、さらにサービス間で重複する項目については本体サービスについての回答及び調査のみとすることができることや、

## ② 事業所報告、調査結果報告のWEB化を導入すること

により、事業所だけでなく、都道府県、公表センター及び調査機関の事務負担の軽減が、より一層図られると考えている。

このような現状や事務の効率化等を踏まえ、例えば同一所在地における複数の事業所を同日に調査する場合の手数料については、旅費の重複分を勘案し低く設定するなど、その妥当性等について介護事業者等の理解が得られる水準の手数料となるよう、必要な条例の見直し等について、適確に対応するよう強くお願ひする。

## 3. 制度の適正な運用等について

### (1) 制度の普及啓発について

国においては、今年度、政府公報のテレビ番組を通じて普及啓発に取組み、都道府県におかれても、利用者等への普及啓発イベント、県の広報誌での紹介、介護事業者向け説明会など、さまざまな手法で利用者及び介護事業者などに対し、制度の普及啓発に努めさせていただいているところである。

各都道府県においては、引き続き、介護事業者に対して、制度の趣旨・目的、報告する介護サービス情報の内容、調査事務の性格・方法等についての普及啓発の積極的かつ丁寧な実施に尽力願いたい。

また、公表情報は、利用者に活用されることが何よりも重要であるので、市町村（保険者）・介護支援専門員、関係機関等との連携のもとに、要介護者のいる世帯等への普及啓発にも積極的に取り組まれたい。

### (2) 適切な調査事務等の実施等について

情報公表制度における調査の趣旨・目的は、介護事業者が公表しようとする介護サービス情報のうち、利用者が自ら当該情報の事実を確認することが困難な情報につい

て、利用者保護の観点から都道府県知事又は指定調査機関が、当該情報の根拠となる事実の有無を確認することであり、その際、調査員はその確認材料についての良し悪しの評価や指導改善等を行わないこととしている。

厚生労働省としても、調査員の質の確保については、今後とも検討すべき重要な課題と考えているので、都道府県におかれても調査員の均質性の重要性について、あらためて留意願うとともに、指定調査機関、調査員に対する必要な指導の徹底をお願いする。

なお、介護事業者からの報告の受理に当たっては、課長通知において、介護事業者が報告するサービス情報について報告内容に記載漏れ等の不備がないこと等を確認して受理することとしているが、未記入事項等により、利用者が適切に情報を得ることができない状況となっている事例があることから、情報公表制度の信頼性を確保するためにも、公表センターにおける報告の受理に当たっては、適確に報告内容を確認の上、受理されるようお願いする。

また、情報公表制度における調査等の際に、調査員が唐突に当該公表に係る報告・調査を拒否した場合における指定取消等の話をするなど、介護事業者にとって情報公表制度に対する不信感にもつながりかねない事例があるといった声も聞かれることから、調査時における介護事業者に対する制度の趣旨・目的等についての丁寧な説明をあらためてお願いする。

#### 4. 国庫補助事業について

##### (1) 「介護サービス適正実施指導事業（モデル調査事業）」について

平成20年度の本事業については、未施行の介護サービスを対象として実施する予定であり、さらに効率的な報告及び調査が可能となるような実施方法を検討することも踏まえたモデル調査事業を実施する予定としている。

本事業は、各介護サービスに係る介護サービス情報項目（案）等の検証を行うとともに、協力介護事業所等を通じた制度施行前の普及啓発にも資する事業であるので、後日、モデル調査事業について別途協力を依頼することとしているので、その際には、

所要の予算確保をお願いしたい。

## (2) 「介護サービス情報の公表制度」支援事業について

本事業は、各都道府県における情報公表制度の円滑な実施を支援するため、介護サービス情報の公表制度にかかる調査及び公表に必要な経費を国庫補助するものであり、平成20年度においても継続する予定である。

事業の実施主体については、都道府県が自ら実施する事業のほか、適切な団体への委託又は適切な団体等が行う事業に係る経費に対する助成を行うことができることとしているところである。

また、国庫補助対象事業については、本来の事業運営費のほか、通常よりも事業運営費がかさむ制度施行後の一定期間において、事業者の特別な負担の軽減を考慮した手数料の減免措置等に必要な費用に充当するなど、特に必要とされる事業も広く対象としていることから、積極的に活用願いたい。

## 5. その他

### (1) 外部評価制度との関係について

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の規程に基づいて、年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度も平成21年度から適用する予定で現在調整中である。

具体的には、利用者の選択に資する情報であって、客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目については、本年度中に情報公表項目の原案として検討・作成し、平成20年度にモデル調査事業を実施したうえで、平成21年度から情報公表制度において施行する予定である。

また、外部評価制度の項目は平成19年度における情報公表項目の原案の検討結果を踏まえ、平成20年度中に介護サービスの具体的な内容の評価にかかる項目等について、外部評価制度の項目とするなど、所要の調整を行うこととしている。

いずれにしても、両制度の施行に当たっては、介護事業者の負担、都道府県の実施体制の円滑な整備等に関する配慮が必要との認識の下に現在整理中であり、整理が終わったものから、適宜お知らせすることとしているので了知願いたい。